

こ成基第 221 号
こ支障第 364 号
障障発 0930 第 2 号
令和 7 年 9 月 30 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管部（局）長

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布について（通知）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 7 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 8 号）が令和 7 年 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日より適用されますので通知いたします。

本改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

改正法において、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。

改正法の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）等について、所要の改正を行ったものである。

2. 改正の概要

改正法において、地域限定保育士制度が一般制度化されることから、以下の基準において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の算定基準において加算

の対象職種の1つとされている保育士や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものとして規定している保育士について、地域限定保育士を追加した。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 - ・こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）
 - ・指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）
- その他所要の規定の整備を行った。

3. 適用期日等

告 示 日：令和7年9月30日

適用期日：令和7年10月1日

【別紙資料】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 官報

本件連絡先

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

電話：03-6861-0031

Mail：seiikukiban.hourei1@cfa.go.jp